

しかしんプラス契約規定新旧対照表

改訂前	改訂後
(新設)	<p>第 21 条(取引の制限等)</p> <p>1.信用組合は、申込者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出等を求めることがあります。申込者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。2.前項の各種確認や資料の提出等の求めに対する申込者の回答、具体的な取引の内容、申込者の説明内容およびその他の事情を考慮して、信用組合がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することがあります。3.3年以上 利用のない場合は、入金、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。4.日本国籍を保有せず本邦に居住する申込者は、信用組合の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を信用組合所定の方法により届出るものとします。当該申込者が信用組合に届出た在留期間が超過した場合、払戻し等の本規定に基づく取引の一部を制限することができるものとします。5.前2項から第4項に定めるいずれの取引制限についても、申込者からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと信用組合が認めた場合、信用組合は当該取引の制限を解除します。</p>